

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

- 宮城県庁県民第一駐車場等の使用に係る使用料の徴収事務の委託 (管 財 課) 一
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 () 二
- 沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務の委託 (農林水産経営支援課) 二
- 林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務の委託 () 二
- 農業改良資金に係る償還金の収納事務の委託 () 二
- 保安林の指定施業要件の変更の予定 (森林整備課) 三
- 建設業許可の取消し(二件) (事業管理課) 三
- 道路の供用開始 (道 路 課) 五
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定 () 五
- 都市計画の変更 (都市計画課) 六
- 建築士の懲戒処分(二件) (建築宅地課) 六
- 土地改良区役員の就任の届出 (大河原地方振興事務所) 六
- 土地改良区の管理規程の認可(二件) () 七
- 教育委員会 () 七
- 教育委員会定例会の開催 () 七
- 政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成二十五年分) (選挙管理委員会) 八

告 示

ページ

○宮城県告示第四百三十三号
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、宮城県庁県民第一駐車場及び宮城県庁県民第二駐車場の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十七年三月十三日次のとおり委託した。

平成二十七年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方
横浜市港北区菊名七丁目三番二十二号
アマノマネジメントサービス株式会社

二 委託期間
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百三十四号
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十七年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五〇九一三〇三三	多賀城市児童発達支援センター太陽の家 多賀城市伝上山一丁目一番三号	児童発達支援 保育所等訪問支援	多賀城市	平成二十七年四月一日
○四五二二〇四〇六	登米市児童発達支援センターこじか園 登米市中田町上沼字大柳百七十一	保育所等訪問支援	社会福祉法人 恵泉会	平成二十七年四月一日
○四五二二〇三六二	栗原市立はげまし学園 栗原市築館藤木四番五十三号	保育所等訪問支援	栗原市	平成二十七年四月一日
○四五二七〇〇六七七	こども発達センターあかいしの森 黒川郡富谷町明石七丁目二番地一 黒川郡富谷町明石七丁目二番地一 黒川郡富谷町明石七丁目二番地一	児童発達支援 放課後等デイサービス	特定非営利活動法人 さわおとの森	平成二十七年四月一日

後等デイサービス 黒川郡富谷町明石台 七丁目二番地一の一 部、二番地十五の一	保育所等訪問支 援		
---	--------------	--	--

○宮城県告示第四百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十七年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四二一五〇〇七五四	事業所の名称及び 所在地 ハーマニーさんぼん 大崎市三本木字善並 田百十五番地一	指定障害福祉サ ービスの種類 短期入所	設置者名 社会福祉法人 大崎誠心会	指定年月日 平成二十七年 四月一日
〇四二二七〇〇三三八	和泉介護サービス・ 七ツ森 黒川郡富谷町ひより 台一丁目三十八一 九 シャイニーひより台 一〇一号室	居宅介護 重度訪問介 護 行動援護	株式会社和泉 介護サービス	平成二十七年 四月一日

○宮城県告示第四百三十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務を平成二十七年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十七年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

石巻市開成一番二十七

宮城県漁業協同組合

二 委託期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百三十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務を平成二十七年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十七年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

角田市梶賀字高畑北百五十三番地

柴田郡川崎町大字前川字北原二十一番地の一

伊具郡丸森町字田町南一番地の一

白石市福岡長袋字岩崎八十一番地の六

黒川郡大和町落合松坂字直南沢三十九番地の二十三

仙台市泉区市名坂字方吉前十九番地の一

大崎市岩出山下野目字長田百二十九番地の一

栗原市栗駒桜田街道西十一番地の九十六

登米市登米町大字日根牛小池百番地

登米市津山町柳津字小麻七十八番地

本吉郡本吉町坊の倉八番地の一

気仙沼市赤岩牧沢四十四番地

本吉郡南三陸町志津川字天王山百三十八番地三

石巻市大瓜字棚橋下待井六十五番地の一

仙台市青葉区上杉二丁目四番四十六号

仙台市青葉区東照宮一丁目八番八号

二 委託期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百三十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、農業改良資金に係る償還金の収納事務を平成二十七年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十七年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三

みやぎ仙南農業協同組合

栗原市志波姫堀口見渡二番地一

栗っこ農業協同組合

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一

みやぎ登米農業協同組合

石巻市中里五丁目一番十二号

いしのまき農業協同組合

二 委託期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

白石市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百四十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十七年四月十日

一 許可を取り消した年月日

平成二十七年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 早坂産業株式会社 早坂 光雄	主たる営業所の所在地 仙台市青葉区大倉字山根十一	建設業許可番号 般一二十二年 第四千六百号	申請区分及び許可を取り消した建設業の種類 全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	受付年月日 平成二十七年 二月十二日
有限会社丸芳工業 横橋 芳一	宮城県利府町菅谷字新産野原百八十一	般一二十四 第二万三千六 百二十九号	全部廃業 一般建設業 とび・土工工事業	平成二十七年 二月四日
株式会社和建設 鈴木 知美	東松島市矢本字鹿石前 四十一一	般・特一二十 第一万四千五 百二十二号	一般建設業 特定制建設業	平成二十七年 二月二日

株式会社オリバ 矢作和年	株式会社ヤナハ 柳原純代 工業	株式会社サステ 坂本光市	株式会社秀栄装 阿部秀二	有限会社スタッ ク佐竹徹
栗原市金成姉齒小沢田 三十四	角田市角田字牛館百六 十六	仙台市若林区六丁目字 柳堀三十二	仙台市太白区郡山字石 塚二十一	加美郡加美町宮崎字天 光沢二十一
第一二五 九千七 百三十一号	第一二四 九千三 百三十号	第一二一 八千六 百六十八号	第一二二 四 千十号	第一二五 八千八 百十九号
全部廃業 一般建設業 土木工事 とび・土工	全部廃業 一般建設業 土木工事 とび・土工 石工事 鋼構造物 は装工事 しゅんせつ 塗装工事 水道施設工	全部廃業 一般建設業 土木工事 とび・土工 石工事 屋根工事 タイル・れんが ブロック工 鋼構造物工 鉄筋工 ガラス工 塗装工 防水工 内装工 熱縁工 熱縁工	全部廃業 一般建設業 土木工事 とび・土工 石工事 屋根工事 タイル・れんが ブロック工 鋼構造物工 鉄筋工 ガラス工 塗装工 防水工 内装工 熱縁工 熱縁工	造園工事 一部廃業 一般建設業 とび・土工
平成二十七年 二月三日	平成二十七年 二月五日	平成二十七年 二月三日	平成二十七年 二月十三日	平成二十七年 二月五日

佐藤ブロック工	信興建設 佐々木 信明	飛鳥東北株式会 社 直哉	増子 哲也	株式会社八興開 発	有限会社千崎塗 装 幹男	田中建設 株式会社 暁	山尾建設 山尾 功也	山尾建設 青木七十三	仙台中区若林区六丁 目 中町十七	仙台中区若林区六丁 目 中町十七	大崎市鹿島台木間塚 字 姥ヶ沢百三十二	仙台中区太白区八木 山本 町一丁目一	名取市高館熊野堂字 飛鳥四十七	石巻市成田字境山畑 十
般一十二 二	般一十二 二 千九 百十七号	般一十二 三 千五 百一十号	般一十二 六 千一 百五号	般一十二 三 千六 百一十号	般一十二 三 千五 百六十号	般一十二 一 千七 百四十五号	般一十二 四 千八百七十 一号	般一十二 四 千八百七十 一号	般一十二 一 千七百四十 一号	般一十二 一 千七百四十 一号	般一十二 三 千五百六十 号	般一十二 三 千二百六十 五号	般一十二 三 千二百三十五 百一十号	般一十二 二 千六千九百 十七号
全部廃業	全部廃業 土木工事 とび・土工	一般建設業 内装工事	一般建設業 土木工事	一般建設業 土木工事	全部建設業 塗装工事	一般建設業 とび・土工	全部建設業 大工工事	全部建設業 大工工事	全部建設業 大工工事	全部建設業 大工工事	全部建設業 塗装工事	一般建設業 土木工事	一般建設業 内装工事	全部建設業 土木工事 とび・土工
平成二十七年	平成二十七年 二月二十五日	平成二十七年 二月二十三日	平成二十七年 二月十九日	平成二十七年 二月十九日	平成二十七年 二月十六日	平成二十七年 二月十七日	平成二十七年 二月十七日	平成二十七年 二月十七日	平成二十七年 二月十七日	平成二十七年 二月十七日	平成二十七年 二月十六日	平成二十七年 二月十九日	平成二十七年 二月二十三日	平成二十七年 二月二十五日

三 許可取消しの原因
建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当
○宮城県告示第四百四十一号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消
した。
平成二十七年四月十日
宮城県知事 村 井 嘉 浩
一 許可を取り消した年月日
平成二十七年三月二十日
二 商号又は名称等

石工事 鋼構造物工 は装工事 しゅんせつ工 水道施設工

株式会社佐々木商事 佐々木 哲雄	石巻市小船越字舟形六 十一一 二	般一二十三 第一万九千 四十二号	全部廃業 土木工事業 とび・土工事業	平成二十七年 二月十六日
株式会社サンメ アイア 奥山 敏明	仙台市青葉区落合五丁目 二十六一 十八	般一二十一 第八号	一部建設業 大工工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ ブロック工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業	平成二十七年 二月二十七日
株式会社NOM CO&CO 菊池 祐子	石巻市中里六丁目十四 一 二十四	般一二十四 百五号	全部廃業 一般建設業 大工工事業 内装仕上工事業	平成二十七年 二月十六日
有限会社東北日 基工業 小野寺 征四郎	仙台市青葉区一番町一 丁目十一 一三五	般一二十二 第一万八千九 百十六号	全部廃業 一般建設業 機械器具設置工事業	平成二十七年 二月二十六日
株式会社アドバ ンス宮城 千葉 英史	仙台市泉区市名坂字野 蔵五十一 七七八	般一二十二 百三十五号	一部建設業 管工事業	平成二十七年 二月二十六日
東北ガス設備株 式会社 松山 克夫	黒川郡富谷町富ヶ丘二 丁目六一 三	般一二十三 第一万九千五 十号	全部廃業 一般建設業 管工事業	平成二十七年 二月二十三日
亀山建設株式会 社 亀山 昌昭	石巻市渡波字千刈田二 十六	般一二十三 第一万九千六 十三号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	平成二十七年 二月十七日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第四百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河北桃生線	石巻市桃生町中津山字江下八番二地先から 同市桃生町中津山字江下二番地先まで	平成二十七年 四月二十四日

○宮城県告示第四百四十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 古川佐沼線
- 三 道路の区域

ケイエス技建 菅野 圭太	仙台市宮城野区西宮城 野三丁目十八一四 百一	般一二十五 第一万九千八 百二号	全部建設業 一般建設業 防水工事業	平成二十七年 二月二十五日
			石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	

指 定 区 間	大崎市古川三日町一丁目三四番五地先から 同市古川七日町八番地先まで
敷地の延長 (メートル)	四〇〇・〇〇 (上り線二〇〇・〇〇、 下り線二〇〇・〇〇)

○宮城県告示第四百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月十日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・五・百八十七号 名取駅閉上線

三・五・百九十二号 仙台閉上線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

名取市閉上三丁目、閉上六丁目、閉上七丁目、閉上字鍋沼、同新鶴塚、同鶴塚、同清海、同昭和、同狐島、同新狐島、同庚申塚、同五十刈、同東場、同平田橋及び小塚原字西中塚の各一部

2 廃止する部分

名取市閉上六丁目、閉上七丁目、閉上字鶴塚、同新鶴塚、同清海、同昭和、同新狐島、同五十刈、同東場、小塚原字西中塚、同東中塚、同辻野及び同汐押の各一部

○宮城県告示第四百四十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項第一号の規定による処分をしたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十七年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 懲戒処分をした年月日

平成二十七年三月三十日

二 懲戒処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその

者の登録番号

杉山 達見 二級建築士 宮城県知事登録第六九三八号

三 懲戒処分の内容

戒告

四 懲戒処分の原因となった事実

建築士事務所に所属している建築士であるが、建築士法第二十二条の二の規定にかかわらず、同法別表第二の二の項に規定する二級建築士定期講習を受講期限内に受講しなかった。

○宮城県告示第四百四十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項第一号の規定による処分をしたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十七年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 懲戒処分をした年月日

平成二十七年三月三十日

二 懲戒処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

松崎 一郎 木造建築士 宮城県知事登録第六五号

三 懲戒処分の内容

戒告

四 懲戒処分の原因となった事実

建築士事務所に所属している建築士であるが、建築士法第二十二条の二の規定にかかわらず、同法別表第二の三の項に規定する木造建築士定期講習を受講期限内に受講しなかった。

○宮城県告示第四百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、柴田町土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十七年四月十日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 高 橋 総一郎

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十七年四月二日	水戸正幸	柴田郡柴田町大字下名生字大畑脇三 十番地	理事

○宮城県告示第四百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、川崎町土地改良区が管理する塩沢堰の管理規程を次のとおり平成二十七年四月二日認可した。

平成二十七年四月十日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 高 橋 総一郎

塩沢堰管理規程（概要）

一 管理者

川崎町土地改良区塩沢堰管理責任者

二 取水、放流又は取水に関する事項

1 堰地点における河川の水位は、百七十六・七メートルを上限とし、百七十六・一メートルを下限とする。

2 かんがい期間は毎年五月一日から八月三十一日までとする。

3 堰地点からのかんがい用水の最大取水量は次のとおりとする。

五月一日から五月十五日まで毎秒〇・〇五〇立方メートル

五月十六日から八月三十一日まで毎秒〇・〇四〇立方メートル

三 その他管理規程に記載されている事項

1 堰ゲートの操作、点検及び整備に関する事項

2 緊急事態における措置に関する事項

3 その他施設の管理に関し必要な事項

○宮城県告示第四百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、川崎町土地改良区が管理する山口堰の管理規程を次のとおり平成二十七年四月二日認可した。

平成二十七年四月十日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 高 橋 総一郎

山口堰管理規程（概要）

一 管理者

川崎町土地改良区山口堰管理責任者

二 取水、放流又は取水に関する事項

1 堰地点における河川の水位は、百八十三・六メートルを上限とし、百八十二・七メートルを下限とする。

2 かんがい期間は毎年五月一日から八月三十一日までとする。

3 堰地点からのかんがい用水の最大取水量は次のとおりとする。

五月一日から五月十五日まで毎秒〇・〇九二立方メートル

五月十六日から八月三十一日まで毎秒〇・〇七四立方メートル

三 その他管理規程に記載されている事項

1 堰ゲートの操作、点検及び整備に関する事項

2 緊急事態における措置に関する事項

3 その他施設の管理に関し必要な事項

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十七年四月十日

宮城県教育委員会

委員長 庄 子 晃 子

一 日時 平成二十七年四月十五日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 宮城県産業教育審議会委員の人事について

第二号議案 高等学校入学選抜審議会委員及び専門委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―一三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成二十五年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十六年宮選管告示第百二十四号の一部を次のとおり改める。

平成二十七年四月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

西村まさみ宮城県後援会の平成二十五年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 389,482円」を「1 収入総額 389,450円」に

「本年収入額 96円」を「本年収入額 64円」に改める。

3 本年収入の内訳中

「その他の収入 96円」を「その他の収入 64円」に

「一件十万円未満のもの 96円」を「一件十万円未満のもの 64円」に改める。